

熊本県農業委員会総会議事録

日時 平成29年1月10日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 桵永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中4名が欠席)

17番 藤本 照義	20番 園田 操	23番 竹原 孝昭
34番 谷口 憲治		

午後3時00分 開会

事務局

皆様、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中44名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し

上げます。

本日は皆様お忙しい中、農業委員会総会に多くの方がご出席いただき、誠にありがとうございます。平成29年度は昨年のような災害がないことを心から祈念しております。

それでは、今年 第1回目の総会でございます。本日の議案は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画などが審議のポイントとなります。総会の審議がスムーズにいきますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には45番の山下知文委員と46番の赤木英雄委員を、書記には事務局の立石誠信参事を指名します。書記は先ほど変更になりましたので、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画まで、5件となります。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こんにちは。事務局岩永です。訂正がありますのでよろしくお願い申し上げます。

14ページをお開きください。5条関係になります。27番、こちらの農地区分ですけれども、ただいま皆様のお手元には「1種農地」と表記してあるかと思えます。こちらを「2種農地」と訂正方お願いします。

訂正は以上です。

議長 それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、25件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

15番 松原信博委員

15番委員です。

1 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番の譲受人は、上益城郡嘉島町大字下仲間にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稲、麦、大豆、野菜を作付されます。

以上、1 番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、1 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2 番。

3 8 番 田上正富委員

3 8 番委員、田上と申します。

2 番から 3 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

3 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

以上 2 件について協議、検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2 番、3 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4 番。

4 4 番 中川宣長委員

4 4 番委員、中川です。

4 番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4 番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。申請者はミカン、梨をつくられる兼業農家で、申請地には梨をつくられる予定です。

以上1件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

1 8 番 志柿茂喜委員

1 8 番委員、志柿です。

5番と6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上2件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

3 2 番 林田智博委員

3 2 番委員、林田です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と果物、野菜を栽培されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

8番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

10番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借り人は水稲、トマトを作付けており、許可後は水稲をつくられる予定です。

11番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借人は水稲と麦を作付されており、許可後は水稲、麦をつくられる予定です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる予定です。

以上5件について先日の地区委員会において検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、8番から12番まで、地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

13番から19番までにつきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米とキュウリをつくっており、許可後は米を作付される予定です。

14番は、競売結果の報告です。

15番と16番は関連で、新規就農のための賃借権設定の申請です。賃借人はブロッコリーをつくる予定です。先日の地区委員会で聞き取り調査を行い、営農計画等について何ら問題ないことを確認しました。

17番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米と唐芋をつくっており、許可後は唐芋を作付される予定です。

18番と19番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は米とレイシ、トマトをつくっており、許可後は米とレイシ、トマトをつくられる予定です。

以上6件について協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、13番から19番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

20番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

譲受人が経営拡張のため所有権移転をされる申請です。水稻、タマネギをつくられる兼業農家で、許可後はタマネギをつくられる計画です。

以上1件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、21番。

8番 梅田義弘委員

8番委員。

21番から25番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、親から子への贈与による所有権移転です。譲受人は兼業農家で、許可後は水稲、白菜、キャベツを作付予定です。

22番と23番は関連です。22番は、使用貸借による経営拡張のための権利設定です。譲受人は兼業農家で、許可後は水稲、スイカ、ナスを作付予定です。23番は、後継者への経営移譲のための使用貸借による権利設定です。譲受人は兼業農家で、許可後は水稲、スイカ、ナスを作付予定です。

24番は、使用貸借による経営拡張のための権利設定です。譲受人は水稲栽培と牛の肥育を行う専業農家で、許可後は水稲、イタリアンを作付予定です。

最後に25番は、経営拡張のための売買による所有権移転です。譲受人は農地所有適格法人で、許可後はミカンを作付予定です。

以上5件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、21番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、11件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、通路へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に教育施設と医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、隣接する農地への通路として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。申請地は以前より、市道からの進入のための通路及び農作業の車両の一時駐車場として使用されていたため、深く反省されている旨のてんまつ書が添付されております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、転用許可は止むを得ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、農地を月極駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、月極駐車場、普通車58台、軽自動車10台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年3月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

4 4 番 中川宣長委員

4 4 番委員、中川です。

3番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、農業用倉庫建築のための転用申請です。申請者は河内町でミカンをつくられる専業農家で、申請地は自宅や所有する樹園地にも近く、農作業の効率化を図る目的で選定されました。申請地は、広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、ミカンの選果機や貯蔵コンテナを収納するための倉庫、木造平屋建て75㎡の建設と、農業トラックの駐車スペースなどです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後、速やかに着工され、6月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

1 8 番 志柿茂喜委員

1 8 番委員、志柿です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、共同住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、共同住宅1棟で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年2月

1日から平成30年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

5番、6番につきまして報告いたします。

5番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積997.93㎡のうち転用面積339㎡で、妥当な面積と思われま。ただし、以前より申請地を農家住宅の敷地の一部として利用していたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

6番は、農業用倉庫建築のための転用許可申請です。議案書13ページ21番の農地法第5条申請と同時申請になります。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積396㎡に農業用倉庫1棟を建築される予定で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年3月1日から平成29年8月31日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議がございました。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、5番、6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、7番。

7番 網田稔委員

7番委員。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、月極駐車場の転用許可申請です。共同住宅など付近の宅地化に伴い月極駐車場への転用を計画したもので、農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場30台分で妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ず駐車場などに使用してきたことを深く反省され、顛末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年2月10日から29年5月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内的の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅、建築面積81.5㎡で、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ず整地を行い耕作してこなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年2月1日から平成29年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、農業用倉庫のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、ほかの地目と合わせた総事業面積903㎡に、農業資材、農業機械を入れる建築面積208.9㎡の農業倉庫1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年1月10日から平成29年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件について、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、7番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

19番 村上智弘委員

19番委員の村上です。

10番から11番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既存施設の増設で、事業面積277㎡に太陽光発電パネル123枚と管理用通路などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、残高証明、排水同意などもそろっており、被害防除などの問題もないと思われます。工事期間は、平成29年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番も、太陽光発電設備のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画については、1,188㎡のうちの一部転用で、829㎡に太陽光発電パネル189枚とパワーコンディショナー、管理用通路などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、残高証明、排水同意などもそろっており、被害防除などの問題もないと思われます。工事期間は、平成29年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、10番、11番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基

準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、父から娘婿等へ、農地に使用貸借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に教育施設と医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年12月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番から4番は関連で、貨物自動車運送業を営む法人が、農地の所有権を移転し流通業務施設へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、一般県道の沿道の区域に設置する流通業務施設に該当し、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土

土地利用計画は、事務所、車庫、大型車両32台、普通車両26台の駐車スペース、緑地、調整池、防火水槽用地などを設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。開発許可につきましても、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番から4番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い、内容を検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より2番から4番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、2番、4番については、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することにいたします。
　　続きまして、5番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

5番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、自動車整備事業を営まれている個人が、資材置場及び車両置場へ所有権を移転する転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、申請人が集落に居住して業務上必要なことから、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、自動車の修理部品置場及び修理車両置場9台分として利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。また、申請地の一部に石碑を建立されていますので、今後撤去される確約をいただいております。工事期間は、許可日から平成29年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

6番から11番までは関連で、物流業務施設建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則

不許可ですが、主要地方熊本港線の沿道の区域に設置する流通業務施設に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、事業面積9,318㎡に事務所、荷さばき場、貯蔵倉庫、駐車場150台分として建築、整備される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年2月15日から平成29年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

以上7件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、5番から11番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、5番については申請どおり許可することに決定いたします。6番から11番につきましては、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、12番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

12番から20番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、使用貸借権設定による共同住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、共同住宅2棟で、適正な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年2月1日から平成29年8月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番と14番は関連で、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当す

るものと判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積とされます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年2月1日から平成30年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番から17番は関連で、所有権移転による建売住宅及び公衆用道路の建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積2,909.97㎡のうち、転用面積2,716㎡に建売住宅12棟と公衆用道路で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年3月31日から平成29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番は、所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。申請地の周辺で計画している造成工事等を行うための資材置場として選定したものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、コンクリートブロック等の建築資材、山砂、砕石置場及び車両通路で、妥当な面積とされます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年2月1日から平成29年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟で、妥当な面積とされます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年2月1日から平成29年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、公簿面積135㎡、実測面積278.95㎡に個人住宅1棟で、妥当な面積とされます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景

観課へ事前審査の申請中とのこと。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年3月1日から平成29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、12番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

21番につきまして、報告いたします。

21番は、使用貸借権設定による農業用倉庫建築のための転用許可申請です。議案書7ページ6番の農地法第4条申請と同時申請になります。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積396㎡に農業用倉庫1棟を建築される予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成29年3月1日から平成29年8月31日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、21番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、22番。

7番 網田稔委員

7番委員。

22番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、使用貸借権設定による農業用倉庫のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、農業機械、農業資材のための建築面積98㎡の農業用倉庫で、妥当な面積と思われます。ただ、転用許可を得ずに建築しようとしてきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。

23番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、ほかの地目と合わせた総事業面積439.44㎡に、2階建て個人住宅1棟、建築面積92㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年2月1日から平成29年10月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、ほかの地目と合わせた総事業面積499.05㎡に、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積114.27㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年3月1日から30年3月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がるのある一団の区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画、2階建て個人住宅、建築面積70㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年1月26日から平成29年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請で

す。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、平屋建て個人住宅1棟、建築面積74.53㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、29年2月1日から29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、平屋建て個人住宅1棟、建築面積138.25㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年2月1日から29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、22番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

13番 緒方一臣委員

13番委員、緒方です。

28番から30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、法人が賃借権設定により太陽光発電設備を増設するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。太陽光パネル240枚を設置される計画で、転用面積は適正なものと判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付され、周辺農地の調整も済み、被害防除

等問題ありません。工期は、許可後から平成29年3月30日を計画されており、問題ないものと思われます。

29番、30番は関連で、生コンを製造される法人が、従業員駐車場の不足により駐車場にされる計画と、工場のはこりが飛散しないように防風林のために植林される計画で、ともに所有権移転による転用申請です。農地区分は、小集団の農地で第2種農地と判断されます。29番の駐車場は、8台分のスペースと通路、転回部分です。30番は、昭和時代、道路買収で残った斜面のみの土地で、隣接が山林でもあり道路買収後から耕作できない状態で、竹林化してしまった旨のてんまつ書が添付されています。現在、防風林の役割を果たしています。29番、30番ともに事業計画、配置図により、転用面積は適正なものとして判断されます。資金証明、排水同意など必要書類は添付されています。29番の工期は、許可後から平成29年3月30日を計画されており、30番は現在そのまま利用されます。周辺に農地もなく問題ないものと思われます。

以上3件、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、28番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、31番。

19番 村上智弘委員

19番委員の村上です。

31番から32番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

31番は、資材置場建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画については、水道工事用塩ビ管などの資材置場と通路などで、転用面積としては適正な面積と判断されません。譲渡人は、昭和56年ごろから一部に車庫を建てて使用してこられたが、転用手続きをしておらず、今回の指摘を受け、農地法に無知だったことを十分反省したとして、始末書が添付されています。事業計画、残高証明、排水同意などもそろっており、被害防除などの問題もないと思われます。工事期間は平成29年6月30日までを予定され

ており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

32番は、自己店舗用駐車場建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画については、飲食店来客用駐車スペース9台分と通路などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。事業計画、残高証明、排水同意などもそろっており、被害防除などの問題もないと思われます。工事期間は平成29年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、31番から32番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から3番までの合計3件で、1番が公社への売り渡し、2番と3番が相対による売買です。面積は、3件合わせまして、田1,707㎡、畑2,026㎡の、合計3,733㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細17ページの4番から23ページの17番までで、貸手14名、借手11名の件数14件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が9件で、面積は14件合わせまして、田43,888㎡、畑5,784㎡の、合計49,672㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、果樹、露地野菜、施設野菜です。

　　次に、再設定分です。明細23ページの18番から25ページの23番までで、貸手6名、借手6名の件数6件です。契約期間別では、6年未満が3件、10年以上が3件で、面積は6件合わせまして、田

のみの39,821㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻です。

続きまして、第5号議案です。

26ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細27ページの1番から31ページの11番までで、貸手11名の件数11件です。契約期間別では、10年以上のみで、面積は11件合わせまして、田のみの40,033㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　黄色の用紙をご確認ください。報告事項としましては1番から11番までの項目があります。合計しまして135件の報告事項が上がっております。

以上です。

議長 　　次に、次第6のその他ですが、本日は何もありません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理
については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 0 7 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年1月10日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 山 下 知 文

署名委員 赤 木 英 雄

書 記 立 石 誠 信